平成２６年（フ）第４８７７号
東京都練馬区土支田３―23―19　矢頭方、住民票上の住所東京都板橋区小茂根５丁目１―７
債務者　佐久間かすみ
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６号
東京都東大和市南街２丁目８番地の１山王コーポ101号
債務者　和田　三章
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５０号
横浜市磯子区丸山１丁目２番８号　ＳＲコーポレート303号
債務者　上市　光男
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３号
北海道帯広市西19条南38丁目５番１号
債務者　三枝真起子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
北海道帯広市大空町９丁目３番地　大空団地丘７―711号
債務者　菅野　綾乃
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
北海道帯広市西17条南４丁目10番15号　コーポラス魁Ｂ・１―Ｃ号室
債務者　中村由佳里
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４８４５号
東京都中野区新井３丁目14―７　クリスタルビレッジ２―213
債務者　佐藤　美加
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２６７号
北海道北広島市西の里東４丁目６番地３
破産者　神山　広基
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１９号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目28番１―306号
破産者　山川　　拓
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３号
群馬県渋川市赤城町上三原田110番地
破産者　松井　由美
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
群馬県佐波郡玉村町大字箱石553番地　誠光マンション306
破産者　小島　拓哉
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4443番地３
破産者　坂本　廣行
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４９８号
埼玉県上尾市大字小泉365番地　グリーンスクエアＡ―102、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字上859番地119
破産者　江本　俊夫
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
千葉県山武市五木田3361番地30
破産者　新谷　翔太
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
長野県北安曇郡池田町大字会染6110番地56
破産者　那須　美津
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６号
静岡県藤枝市青南町２丁目３番地の19
破産者　山口　　登
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４６５号
大阪府八尾市植松町２丁目３番20号
破産者　敬愛建設こと　小野　幸司
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部